

「横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部改正について」

1 趣旨

昭和 40 年 8 月 25 日に横浜市老人福祉施設条例（昭和 38 年 12 月横浜市条例第 43 号）に基づき、横浜市老人福祉施設条例施行規則が制定され、第 2 条において老人福祉施設の定員が定められています。この度、横浜市浦舟ホームにおいて定員を 72 人から 74 人に変更予定のため、横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部の変更を予定しています。

2 改正の概要

規則第 2 条中横浜市浦舟ホームの定員「72 人」を「74 人」に改めます。

3 施行期日

平成 27 年 7 月 25 日